

## 第8号議案 定款附属書総代選挙規程の一部変更について

定款附属書総代選挙規程の一部変更について、次のとおり承認を求める。

なお、定款附属書総代選挙規程の変更認可申請にあたり、字句その他について行政庁の指導・助言がある場合には、変更の趣旨を変えない範囲において、その修正を組合長に一任する。

### 1. 主な変更理由等

定款附属書総代選挙規程の主な変更理由等は以下のとおりとする。

#### (1) 刑法改正に伴う対応（第1条）

「刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）」により、懲役および禁錮が廃止され拘禁刑が創設され、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）」により、農協法が改正されたことに伴い、総代選挙規程において所要の文言変更を行う。

なお、改正法の施行日は令和7年6月1日であるため、附則により、「定款附属書総代選挙規程変更の効力発生日は行政庁認可日又は改正法施行日のいずれか遅い日とする」旨定める。

#### (2) 総代選挙における総代の住所掲示の簡素化（第5条、第17条、第20条）

総代選挙規程では、総代選挙に際し、総代の住所・氏名等を掲示することとしているが、昨今の個人情報保護意識の高まり等をふまえ、住所に代え「選挙区」を掲示することとする変更を行う。

2. 定款附属書総代選挙規程新旧対照表

新	旧
<p>(被選挙権を有しない者)</p> <p>第1条 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。</p> <p>(1) ～ (3) [略]</p> <p>(4) 前号に掲げる者以外の者であって、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りではない。</p>	<p>(被選挙権を有しない者)</p> <p>第1条 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。</p> <p>(1) ～ (3) [略]</p> <p>(4) 前号に掲げる者以外の者であって、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りではない。</p>
<p>(候補者)</p> <p>第5条 正組合員でなければ、総代に立候補し、又は総代の候補者を推薦することができない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 この組合は、前2項の規定により、この組合に届け出て総代の候補者となった者(以下「総代の候補者」という。)の<u>選挙区</u>、氏名及び立候補又は被推薦の別を、選挙期日の前日までに組合の掲示場に掲示し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。</p> <p>5・6 [略]</p>	<p>(候補者)</p> <p>第5条 正組合員でなければ、総代に立候補し、又は総代の候補者を推薦することができない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 この組合は、前2項の規定により、この組合に届け出て総代の候補者となった者(以下「総代の候補者」という。)の<u>住所</u>、氏名及び立候補又は被推薦の別を、選挙期日の前日までに組合の掲示場に掲示し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。</p> <p>5・6 [略]</p>
<p>(無効投票)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 総代の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの(職業、社会的地位、<u>選挙区</u>又は敬称の類を記入したものを除く。)</p> <p>(3) ～ (7) [略]</p>	<p>(無効投票)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 総代の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの(職業、社会的地位、<u>住所</u>又は敬称の類を記入したものを除く。)</p> <p>(3) ～ (7) [略]</p>
<p>(当選の通知等)</p> <p>第20条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の<u>選挙区</u>及び氏名を組合の掲示場に掲示しなければならない。</p>	<p>(当選の通知等)</p> <p>第20条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の<u>住所</u>及び氏名を組合の掲示場に掲示しなければならない。</p>

附 則 [令和6年6月27日変更]

- 1 この定款附属書総代選挙規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。
- 2 前項の規定にかかわらず、第1条の変更は、行政庁の認可を受けた日又は刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行日のいずれか遅い日から効力を生ずる。